明治2~大正9年 1869-1920年

1

横浜為替会社の設立 -----日本初の近代的金融機関として

安政5(1858)年

横浜開港前夜、貨幣についても不平等な条約が締結される ~開港から1年間、金貨の大量流出が起きる

安政5年6月19日(新暦1858年7月29日)、徳川幕府は、米国との間で日米修好通商条約を締結した。続けて、同様の内容の条約を英・仏・蘭・露の4か国とも締結した。いわゆる「安政の5か国条約」である。こうして、2世紀半におよぶ鎖国時代は終わり、日本は広く世界の国々との通商を改めてスタートさせることになる。

日米修好通商条約締結に向けての交渉において、幕府は、洋銀(1ドル)1枚は一分銀1枚であると主張した。 しかし、含有する銀の重量からすると洋銀(1ドル)は一 分銀3枚に等しい、と米国公使ハリスに主張され、押 し切られてしまった。日米修好通商条約は、一般に不平 等条約として知られているが、「内外通貨の同種同量に よる通用」が取り決められ、貨幣についても日本にとっ てきわめて不利な条約となった。

これにより、開港後1年間に限ったこととはいえ、本来、洋銀(1ドル)4枚で金貨(小判)1枚であるところを、洋銀(1ドル)4枚を一分銀12枚に交換して、金に換えると金貨(小判)3枚が得られる、という、外国人にとって「濡れ手に粟」の状況が生じることになった。こうして、開港から1年の間に金貨の大量流出が起きる。

開港後 1 年間の金貨大量流出



安政6(1859)年

横浜が開港し貿易が始まるが、主導権は外国商人が握る

「安政の5か国条約」で神奈川の開港を約したものの、 東海道筋の神奈川に海外の影響が直接およぶことを懸念 した幕府は、神奈川湊の対岸で戸数約百戸の一寒村にす ぎなかった横浜村を、神奈川の一部とみなして港を築く こととした。

安政6年6月2日(新暦1859年7月1日)の開港と 同時に、日本各地から進取の気性に富んだ商人たちが横 浜に集まり、品揃えに工夫を凝らした。

なかでも、外国人が注目したのは生糸だった。原 善三郎や茂木惣兵衛をはじめ、生糸商人が産地から続々 と横浜に集まり、外国商館に産地持参の生糸を売り込ん だ。こうして、生糸は開港直後に最大の輸出品目となっ たが、その貿易の主導権は、欧州やアジアとの取引でノ ウハウを蓄えていた外国商人が握ることになる。

万延元(1860)年

金貨大量流出を経て変動相場制へ 〜横浜商人は為替リスクに直面する

金貨海外持出しで莫大な利益を得たうえで、安政6年11月24日(新暦1859年12月17日)になって、開港満1年後における貨幣交換期間の終了に備え、ハリスは金銀比価の是正(銀貨の含有量増大または金貨の含有量低下)を提案した。

幕府は、やむなく、万延元年4月10日(新暦1860年5月31日)から、金の含有量をこれまでの3分の1に減らした万延小判を流通させた。従来の小判は新小判3枚と交換され、通貨量が3倍になり、当然の結果としてインフレが高進した。実質的に俸給生活者であった武士階級は、インフレに苦しめられ、幕府に対する不満が募った。

そして、開港満1年後の万延元年5月13日(新暦1860年7月1日)、洋銀(ドル)相場は変動相場制に移行した。横浜商人たちは、初めて為替リスクに直面する。



官許改正新刻横浜案内絵図 (明治3(1870)年)

本町通りを中心とする関内地区の 街路は現在とほとんど変わらない が、現在の JR 根岸線の南西(陸) 側は、まだ埋立てが進まず、入江 となっていた。 この時すでに根岸に競馬場が設け

この時りでに依定に競馬」 られていた(左上)。

文久3(1863)年

洋銀相場で横浜商人は不利な立場に置かれる

開港間もない文久3(1863)年以降、セントラル銀行 (本店・ボンベイ)、チャータード・マーカンタイル銀行 (本店・ロンドン)、オリエンタル銀行(同)、香港上海 銀行(本店・香港)をはじめ、海外の金融機関が横浜に 進出してきた。これらの外国銀行は、わが国の外国為替 取引にかかわる商権を独占し、スペイン銀貨やメキシコ 銀貨(洋銀)を持ち込み、それらを見合いに、日本の通 貨主権を無視して銀行券(洋銀券)を発行した。

洋銀の供給を一手に握る外国銀行が、為替相場を自己 に有利に操るのはきわめて容易であったと考えられ、洋 銀券を発行できる自前の銀行を持たないことで生じる横 浜の商人の不利益は大きかった。外国銀行に対抗できる 金融機関は不可欠であった。



銀行業務発祥の地の記念碑(香港上海銀行) 山下町2番地 平成 18 (2006) 年、香港上海銀行横浜支店開業 140 周年を記念して、 産業貿易センタービル前の広場に「銀行業務発祥の地」の記念碑が設置さ れた。先行した銀行は昭和までにすべて日本から姿を消し、香港上海銀 行は現在も営業を続ける銀行として最も古い。

明治2(1869)年

横浜商人の、横浜商人のための「銀行」 ~横浜為替会社が誕生する

明治2(1869)年、東京・横浜・京都・大阪・神戸・大津・ 新潟・敦賀の8都市に、のちの商社と取引所の機能を兼 ね備えた「通商会社」と、金融機関の機能を持つ「為替会 社」が設立された。これらは、出資者の有限責任制が確

立していないなど、今日の株式会社制度とは異なる点は あるものの、日本最初の近代的な株式会社組織であった。 また、「為替会社」は Bank の訳語であり、預金、貸出、 為替、両替などの金融業務を営んだ。名実ともに日本で 最初の近代的金融機関であった。

横浜為替会社は明治2年7月(新暦1869年8月)、 横浜本町三丁目に設立された。株主構成をみると、特権 商人といわれる三井の持株比率は10%と低く、残りの 大部分を原・茂木をはじめとする横浜商人が占めた。ま た、総員52名の株主中、生糸売込商が半数の26名に 達していた。これに比べると、他の為替会社では、特権 商人の持株比率が40~60%と高かった。横浜為替会社 の総頭取は三井八郎右衛門であったが、実際の経営は 原・茂木など地元商人が執行した。横浜商人にとって横 浜為替会社は、まさに"横浜商人の、横浜商人のための 「銀行」"といえた。

為替会社は、身元金(20万両)、政府からの貸下金(30 万両)・発行兌換券(為替会社紙幣)、預金などで調達し た資金を原資に、貸付や為替の引受をおこなった。

明治政府は、横浜商人たちの要望に応え、横浜為替会 社に限り洋銀券の発行を許可した。また、横浜為替会社



第二銀行本店(旧横浜為替会社、旧第二国立銀行) 本町三丁目 33 番地 (横浜商工会議所所蔵)

明治 2 (1869) 年開業の横浜為替会社の建物。明治 3 (1870) 年の火災に より焼失し、翌4(1871)年に再築された。明治初期の「和洋折衷建築」 の代表作のひとつ。第二国立銀行、第二銀行を経て、昭和3(1928)年、 横浜興信銀行と合同した。写真は、明治 38 (1905) 年、第二銀行時代の もの。関東大震災で焼失。

は、横浜商人たちの旺盛な資金需要に応じ、貸出も増大 させていった。

横浜為替会社主要株主(明治2(1869)年)

出資額	氏名	職業					
20,000 両	三井八郎右衛門	生糸・呉服・両替					
6,000 両	渡辺福三郎	生糸・石炭・海産					
"	西村七右衛門	生糸・陶器・材木					
"	三浦勘助	生糸売込					
"	中沢五兵衛	漆器売込					
"	堀越源七	洋品引取					
"	茂木惣兵衛	生糸売込					
"	原善三郎	生糸売込					
"	吉田幸兵衛	生糸売込					
5,200 両	中条甚之助	洋品引取					
"	上原四郎左衛門	生糸売込					
"	岡本伝右衛門	生糸売込					
"	榎本六助	呉服					
"	杉村甚三郎	生糸売込					
"	増田嘉兵衛	生糸売込					
"	岸田長兵衛	生糸売込					
3,725 両	石川徳右衛門他						
3,275 両	田中平八他						
(総計 200,000 両・52 名)							

資料出所「日本金融史資料」

明治5~7(1872~1874)年

為替会社改組による唯一の 国立銀行・第二国立銀行が誕生する

横浜を除く為替会社7社は、すべて数年で清算された。 失敗の要因は、貸付金の多くが貧窮十族の救済金などの 後向き資金であり、開港以来成長しつつあった各地の新 興商工業者層を把握できなかったことがあげられる。

明治5(1872)年、政府は為替会社の限界を踏まえ、 米国の National Bank を参考にした「国立銀行条例」を制 定し、同年11月(新暦12月)に公布した。なお、「国 立銀行」は、National Bank の誤訳ともいえるものであり、 国の法(条例)にもとづく銀行ではあるが、政府の資本 の入っていない民間の銀行であった。

横浜商人たちは、すでに横浜に不可欠な金融機関と なっていた横浜為替会社を、解散することなく国立銀行 条例に則った国立銀行(第二国立銀行)に改組するよう、 直ちに政府に申請した。そして、明治7(1874)年8月

15日、横浜為替会社の組織を改め、横浜商人などの出 資を得て、第二国立銀行が設立された。第二国立銀行は、 為替会社改組による唯一の国立銀行であり、"日本で最 初の近代的銀行をルーツにもつ唯一の銀行"となった。 開港場横浜の新興商人という、経営者兼顧客を持ってい た横浜為替会社には、その後の発展の環境が備わってい たのである。

第二国立銀行主要株主 (明治7(1874)年8月開業時)

株数	氏名	住所						
500	原善三郎	構浜						
300	茂木惣兵衛	"						
200	三井八郎次郎	京都						
200	小野善三郎	東京						
200	金子平兵衛	横浜						
200	吉田幸兵衛	"						
200	田中平八	"						
150	増田嘉兵衛	"						
100	鈴木保兵衛	"						
100	中村宗兵衛	"						
100	甲子五三郎	"						
50	渋沢栄一	東京						
50	西村喜三郎	横浜						
30 株以下 150 株	16名							
(松計 2 500 # - 20 夕)								

(総計 2.500 株・29 名)

資料出所「日本金融史資料」 注 1 株= 100 円

第二国立銀行の活躍 ――日本、そして横浜のために

国立銀行が4行誕生する

国立銀行条例の制定を受けて、三井組や小野組の出資 によって、第一国立銀行が設立される。そして、横浜為 替会社を改組した第二国立銀行、新潟の有力者による 第四国立銀行、大阪の第五国立銀行と、明治7(1874) 年までに4つの国立銀行が誕生した。

国立銀行が発行した国立銀行券は、政府紙幣の増発が 続き、その価値が著しく低下したことに加え、正貨が海 外に流出して金価格が高騰していたため、発行と同時に 窓口で金貨に兌換され、発行銀行に環流される事態が発 生する。国立銀行は莫大な損失をこうむり、経営は難航 した。こうした状況もあって、国立銀行は最初に設立さ れた4行以降、しばらくの間増えなかった。



第二国立銀行 10 円旧券 表(日本銀行貨幣博物館所蔵)



第二国立銀行 10 円旧券 裏(日本銀行貨幣博物館所蔵)

明治6(1873)年

第二国立銀行が洋銀券の発行業務を引き継ぐ

第二国立銀行は、前身である横浜為替会社の洋銀券発 行業務を引き継ぐことを願い出て、明治6(1873)年1 月許可された。なお、第二国立銀行は新しい洋銀券を印 刷せず、横浜為替会社から継承した洋銀券の裏面に、『改 第弐国立銀行』と朱印を押捺し発行した。

洋銀券発行は、国立銀行業務としては例外的性格をも つものとみなされ、厳格な扱いを受けた。第二国立銀行 は、この点で、他の3つの国立銀行とは異なる「特別な」 国立銀行であった。



横浜為替会社 洋銀券 10弗 (日本銀行貨幣博物館所蔵) (明治5 (1872)年) わが国で洋銀券 (ドル紙幣)を発行したのは、横浜為替会社とこれを改組 した第二国立銀行のみであった。

裏面上部に「改第弐国立銀行 | という赤いスタンプがある。これは、明治 5(1872)年に横浜為替会社が発行したこの洋銀券が、第二国立銀行に組 織変更後も、第二国立銀行発行のものと読み替えて流通していたことを 示している。

明治8~9(1875~1876)年

第二国立銀行は創設早々群馬県に支店を設ける

第二国立銀行の発起人には、高崎出身の茂木 惣兵衛、 大間々町(現・みどり市)出身の吉田幸兵衛など、群馬 県出身の横浜商人が名を連ねていた。頭取・原善三郎は 埼玉県出身だが、出身地である渡瀬村(現在の神川町) は群馬県鬼石(現在の藤岡市)に隣接し、高崎や富岡に 近い。このように、群馬県と横浜の生糸商人との結びつ きが深かったことから、第二国立銀行は生糸取引の拠点 として、創設早々から高崎(明治8(1875)年)、前橋(明

治9(1876)年)と相次いで支店を開設した。群馬に本 店を置く第三十九・第四十国立銀行の開設(いずれも明 治11(1878)年)よりも早く、第二国立銀行高崎支店は 現在の群馬県に設置された初の銀行であった。

第二国立銀行は洋銀券の流通で外国銀行と対峙する

国立銀行条例第22条は、国立銀行以外のものが銀行 紙幣を発行することを禁じており、外国銀行が政府に無 断で通貨(洋銀券)を国内で発行することは、法律に違 反し、通貨主権を侵すものであった。しかし、明治政府 は、外国銀行や外国公使に対して、洋銀券の発行停止を 直接要求する方策をとらず、明治9(1876)年、外国銀 行が発行する紙幣類は日本政府・外国政府のどちらも認 めたものではなく、不測の事態による損害について一切 補償しないとして、商人の損得計算に訴えることによっ て、第二国立銀行の洋銀券の流通を側面から支援しよう とした。

しかし、その後も外国銀行洋銀券の市中流通に大きな 変化はなく、逆に政府の方針は外国銀行の反発を招き、 外国銀行は、第二国立銀行洋銀券のボイコットを決定し た。結局、わが国商人の説得だけに頼った明治政府の外 国銀行洋銀券排除措置は不徹底で、十分な成果をあげる ことはできなかったが、開業間もない第二国立銀行が、 みずからが発行する洋銀券の流通について、外国銀行と 正面から対峙したことは、第二国立銀行を設立した原、 茂木などの横浜商人の使命感を示すものであった。

その後、横浜正金銀行の設立、「兌換銀行券条例」の 制定により、第二国立銀行の洋銀券の流通は明治18 (1885)年5月に停止されたが、それまでの間、横浜為 替会社・第二国立銀行の発行する洋銀券は、対外貿易に おいて日本の利権を守る唯一の武器となった。

明治9~12(1876~1879)年

全国で国立銀行設立ラッシュ ~国立銀行は153行に達する

明治9(1876)年、明治政府は旧時代の華族・十族の 秩禄を処分することを決めるとともに、国立銀行条例を 改正して、秩禄処分により発行された秩禄公債での出資 を認めるなど、国立銀行の出資条件を緩和した。

その結果、華族・土族などを中心に各地で国立銀行 の設立が相次ぎ、3年後の12年までに最後となる第 百五十三国立銀行が設立されるなど、銀行数は一気に増 大した。国立銀行は、現在の47都道府県のすべてに少

国立銀行 153 行の都道府県別設立状況

都道府県	設立年(明治)						≪公≕⊥
郁坦 桁乐	6	7	9	10	11	12	総計
東京	1		1	4	10		16
大阪	1			1	8	3	13
福島				1	5		6
兵庫					5	1	6
新潟	1				3	1	5
長野				3	2		5
愛知				2	2	1	5
静岡				1	3	1	5
岐阜				1	3	1	5
山形					4	1	5
福岡				2	2		4
福井				1	3		4
茨城					4		4
三重					4		4
京都					3	1	4
千葉					2	2	4
神奈川		1			1	1	3
石川				1	2		
高知				1	2		3
大分				1	2		3
滋賀				1	1	1	3
長崎				1	1	1	3
熊本				1		2	3
	青森. 岩	岩手. 愛姑	暖. 岡山.	香川.	群馬、佐	智. 鳥根	. 鳥取.

2 行設立

1 行設立

総計

3 24 1 「銀行変遷史データベース」(社団法人東京銀行協会銀行図書館)にもとづ なくとも1行は開設され、11年の1年間だけで、全国で97行が設立されるというラッシュが生じた。

国立銀行の設立による銀行券の増発と、政府紙幣の増発の帰結として、物価の騰貴が引き起こされたため、政府は12年、国立銀行の設立を抑制する方向に政策を変更した。第百五十三国立銀行の設立を最後として、以降、国立銀行の設立は認められず、国立銀行設立ブームは終わった。

横浜、神奈川にも国立銀行が新設される

国立銀行条例の改正は、横浜にも新たな銀行設立をもたらした。横浜為替会社や第二国立銀行の設立に参画した茂木や原などの横浜商人たちは、明治11(1878)年8月、新たに第七十四国立銀行を設立した。第二国立銀行と第七十四国立銀行は、いずれも、横浜に集積した生糸売込商が、必要とした金融をおこなうためにみずから設立した銀行であった。その後、横浜の生糸取引が急成長し、その金融ニーズが拡大する過程で、第二国立銀行が



第七十四国立銀行 1 円新券 表(日本銀行貨幣博物館所蔵)



第七十四国立銀行 1 円新券 裏(日本銀行貨幣博物館所蔵)

原家の銀行であるのに対して、第七十四国立銀行が茂木 家の銀行、という色分けが明確となっていく。

翌12年には、保土ヶ谷(横浜市への編入は昭和2(1927)年)に第百三十二国立銀行が設立された。神奈川県内では、当時の横浜以外に設立された唯一の国立銀行であった。なお、第百三十二国立銀行は明治16(1883)年に東京に移転し、百三十二銀行と改称ののち、41年に解散している。

明治12~13(1879~1880)年

外国為替専門銀行として横浜正金銀行が設立される

国立銀行の設立が抑制されるなかで、例外的に設立が認可された銀行が、横浜正金銀行である。同行は、明治12(1879)年2月、中村道太などが発起人となって、「金銀貨幣の供給運輸を便にすること」を目的として設立を願い出て、外国為替取引を営業の主眼とした。同年12月に設立が許可され、翌13年、本店を横浜に置いて開業した。

以降、輸出の振興と正貨の獲得、さらに貿易金融の円 滑化をはかるため、輸出にかかわる荷為替などの金融 ニーズに対応すべく、政府資金が投下されていった。横



神奈川県立歴史博物館 (旧横浜正金銀行本店) 南仲通五丁目 60 番地明治 37 (1904) 年落成。関東大震災ではドームを焼失するも建物は残り、戦後、東京銀行横浜支店を経て、現在も神奈川県立歴史博物館として使用されている。

浜正金銀行は、政府が特別の保護を与える国策銀行として で育成された。

当時の貿易通貨・洋銀の供給を豊かにすると同時に、輸出入品の取引上、日本人商人の地位を守る本邦銀行の設立は喫緊の課題であり、その嚆矢は横浜為替会社、続いて第二国立銀行であった。純然たる外国為替専門銀行としての横浜正金銀行の設立により、開港地横浜で発展してきたわが国の対外貿易関連の金融がようやくフルラインで整備されることとなった。なお、横浜正金銀行は、戦後営業を停止し、新設の東京銀行が資産・負債(国内新勘定)を継承した。

明治13~14(1880~1881)年

不平等な取引を是正するため、聨合生糸荷預所を設立する

当時日本の輸出の4割を占める最大の輸出商品であった生糸の輸出取引の現場において、横浜の売込商は、外国商館との取引で不利な立場にあった。一部の外国商館は、相場を自己に有利に操るとともに、自己の商館の倉庫に納めさせた後に検査をおこなって良品だけを購入し他は返品する、相場が良ければ購入し悪ければ返品するなど、不公正な取引をおこなっていた。

このような不平等な取引を是正するため、明治 13 (1880) 年 11 月、横浜の有力生糸売込商の原善三郎 (第二国立銀行頭取)、茂木惣兵衛や、渋沢栄一の従兄である渋沢喜作などは、大蔵卿・大隈重信に対して、横浜から輸出する生糸を共同集荷する「聨合生糸荷預所」の設立を願い出た。聨合生糸荷預所は、明治 14 (1881) 年 6 月 21 日に設立許可が決議され、9 月 15 日から業務を開始した。

洋銀券、聨合生糸荷預所

~第二国立銀行は日本を代表する銀行の役割を担う

聯合生糸荷預所は、横浜に入荷する生糸をすべて預か り保管して、検査したうえで外国商館に売却し、引渡し 前に代金を回収した。しかし、外国商館はこれを認めず、 生糸の輸出は停滞し、聨合生糸荷預所の保管する生糸は 増大した。所要資金は、第一国立銀行、第二国立銀行な どの銀行からの借入金でまかなった。

同時に銀行は、聨合生糸荷預所に荷を送らない地方の 製糸家への融資を拝辞した。聨合生糸荷預所問題は、明 治政府の最大の課題である不平等条約改正問題のシンボ ルとなった。

生糸輸出に特別の利権を持たなかった米国は、不平等な取引慣行に縛られる日本側に同情的であったといわれ、調停に乗り出した。外国商館は、米国公司から示された妥協案を受け入れる意向を早々に示し、荷預所側も、当初の意図からは大きく後退したものであったが、最終的には妥協案の受入れを決めた。

所期の目的は達成されなかったが、こうした横浜生糸 売込商の積極的な働きかけは、明治政府にとっては、不 平等条約改正へ向けての有意義な一歩となった。原や茂 木など横浜の大手売込問屋は、中央政府を動かし、全国 の銀行を動かしうる力を証明した。

明治9(1876)年の洋銀券、14年の聨合生糸荷預所と、二度にわたる外国勢との国益を守る戦いで、明治初期、第二国立銀行は、横浜において日本を代表する銀行としての役割を十分に果たしていた。その後、横浜正金銀行や日本銀行などの整備の進展により、第二国立銀行は横浜の銀行としての道を歩み、第二銀行を経て昭和3(1928)年に横浜興信銀行と合同し、今日の横浜銀行のルーツのひとつとなった。

金融制度の確立で地元銀行が続々誕生

明治12(1879)年~

国立銀行の設立が終わり全国で私立銀行の設立が急増する

政策的に保護育成された為替会社や国立銀行とは別 に、明治初年以降、多くの金融機関が、民間の金融ニー ズを満たすために設立されていった。これらの民間金融 機関は、国立銀行条例にもとづく国立銀行とは異なり、 法律上の保護や紙幣発行の特権はなく、「銀行」と称する ことは許されなかった。しかし、業務は為替、両替、預 り金、貸付など、銀行に類似する業務を営んでいたこと から、今日では「銀行類似会社」と総称されている。殖産 興業の基礎として、早期に近代的金融制度の確立をめざ した明治政府は、国立銀行の設立が依然4行にとどまっ ていた明治9(1876)年に、国立銀行条例を改正し、こ れらの銀行類似会社が「銀行」と称することを可能とし

神奈川県下では、明治8(1875)年、小田原に当行の 前身のひとつである積小社が設立され、同社は26年に 小田原銀行と改称した。

そして、国立銀行の設立が許可されなくなった明治 12(1879)年以降、全国各地で私立銀行の設立が急増す る。

明治12(1879)年~

県内でも私立銀行の設立が始まる

明治 12(1879) 年以降、県下各地でも私立銀行の設 立が始まる。当行の前身銀行としては、明治 15(1882) 年、大住郡馬入村(現・平塚市)に江陽銀行、明治23 (1890)年、愛甲郡厚木町(現・厚木市)に厚木株式会社 が誕生した。

一方、横浜では、明治15(1882)年、茂木惣兵衛の 関連会社である横浜貯蓄銀行が設立され、吸収した小口

預金のほとんどを親銀行である第七十四国立銀行への預 け金とした。

明治15(1882)年~

日本銀行が開業し、国立銀行は銀行券の発行特権を失う

明治 15(1882) 年 10 月、日本銀行条例にもとづき日 本銀行が開業する。

政府は翌16年に国立銀行条例を改正、国立銀行は営 業期間(開業免許日より20年間)満了後に私立銀行(普 通銀行)に転換し、以降、国立銀行紙幣の発行を認めず、 日本銀行が国立銀行紙幣の引換えをおこなうことを定め

銀行券の発行特権を失った国立銀行は、その資金を預 金でまかなう必要が生じた。

横浜の第二国立銀行や第七十四国立銀行は、旧幕時代 の特権商人や十族・華族の資金ではなく、新時代の商人 たちがみずからの資金ニーズに応じるために設立した銀 行であった。このため、払込資本金が比較的少額であり、 影響はさらに大きかった。

銀行条例・貯蓄銀行条例制定により 明治期の銀行制度が確立する

明治23(1890)年4月の商法公布を受けて、それま で放任状態であった非国立銀行の業務等を、一般事業会 社と区別して規定するため、同年、銀行条例・貯蓄銀行 条例が公布され、26年施行された。これにより、明治 期の銀行制度が確立する。

銀行条例・貯蓄銀行条例が施行されると、それまで性 格が不透明であった銀行類似会社は、廃業するか普通銀 行・貯蓄銀行に転化し、その処理が一巡することになる。

明治28~34(1895~1901)年

全国各地で銀行設立ブームが再燃、 史上最多の普通銀行数となる

日清戦争終結後の企業勃興期の明治28(1895)年に は、施行後2年を待たずに銀行条例が改正され、特定 企業への貸出集中を防止するための大口融資規制が撤廃 された。銀行に対する日本銀行の貸出も緩和され、各地 で銀行設立ブームが起こった。

当時の産業組織は、地域間の統合が進まず、地方分散 的かつ小規模であったため、小銀行が各地に設立される ことは合理的であった。また、官民ともに、銀行の設立 が殖産興業の原動力であるとの考え方が強く、銀行設立 の許可基準が緩かったことから、弱小資本でも設立が認 可された。普通銀行数は、明治34(1901)年に全国で 1.890 行と、銀行史上最多の数に達した。

全国の銀行数の推移

h-+	国立	特殊	農工	普通	銀行	貯蓄	=1	134 5-B
年末	銀行	銀行	銀行		(うち貯蓄 兼営)	銀行	計	増減
明治 28	133	2		817		91	1,043	
29	121	2		1,054		161	1,338	295
30	58	3	6	1,305		227	1,599	261
31	4	3	41	1,485		273	1,806	207
32		4	45	1,634		348	2,031	225
33		5	46	1,854		435	2,340	309
34		5	46	1,890	(276)	444	2,385	45
35		6	46	1,857	(271)	434	2,343	△ 42
36		6	46	1,780	(220)	476	2,308	△ 35
37		6	46	1,730	(209)	474	2,256	△ 52
38		6	46	1,697	(202)	481	2,230	△ 26
39		6	46	1,670	(198)	489	2,211	△ 19
40		6	46	1,663	(192)	486	2,201	△10
41		6	46	1,635	(184)	485	2,172	△ 29
42		6	46	1,617	(177)	483	2,152	△ 20
43		6	46	1,618	(172)	474	2,144	△8
44		6	46	1,615	(168)	478	2,145	1
大正 1		6	46	1,621	(161)	479	2,152	7

資料出所「日本金融史資料」

明治23~33(1890~1900)年

横浜に銀行設立ラッシュが起きる

横浜においても、銀行条例公布後に銀行は急増する。 明治23(1890)年から33(1900)年の間に、関内を中

心とする狭い地域であった横浜市内に、普通銀行・貯蓄 銀行が23行新設された(戸塚や瀬谷は、当時は鎌倉郡 に属し横浜市外だった)。このうち、当行のルーツとなっ ていくものが6行、他行が継承したものが2行あるが、 廃業した銀行が実に15行にものぼる。横浜以外の県下 と比べ圧倒的に廃業の比率が高く、開港によってにわか に発展した横浜の特異性を物語っている。なお、当行の ルーツとならなかった銀行の中にも、大正9(1920)年 の横浜興信銀行設立時の政府・日本銀行からの特別融資 に対して連帯保証した銀行がある。

これらの新設銀行は、それぞれ市内の豪商が後ろ盾と なり、その多くは、事業家が「機関銀行」として設立した ものだったが、明治 28 (1895) 年に設立された左右田 銀行は、これと異なり、銀行を本業としていた。左右田 銀行は、第二銀行(第二国立銀行が営業満期到来により 改称)や横浜七十四銀行(第七十四国立銀行が営業満期 到来により改称)に匹敵する有力銀行となっていった。



左右田銀行本店 南仲通一丁目(横浜商工会議所所蔵)

明治25~40(1892~1907)年

県下でも銀行設立が加速する

県下では、銀行条例が公布された明治23(1890)年 までに、積小社(小田原銀行に改称)、江陽銀行、厚木 会社(厚木銀行を経て相模実業銀行に改称)などが設立 されていたが、明治 25(1892) 年以降、銀行設立が加 速する。

相模銀行(25年)、秦野銀行(同)、藤沢銀行(同)、平 塚銀行(29年)、伊勢原銀行(同)、藤沢貯蓄銀行(同)、 積塵株式会社(同、川村銀行に改称)、町田銀行(同、町 田は26年に東京府(現在の東京都)に移管されるまでは 神奈川県に属していた)、鎌倉銀行(30年)、小田原通 商銀行(同)、金田興業銀行(31年)、浦賀銀行(32年)、 相模共栄銀行(同)、戸塚銀行(同)、国府津銀行(33年)、 足柄農商銀行(同)、曽我銀行(34年)――など、多くの 銀行が設立された。

こうした銀行設立ブームは、明治34(1901)年、日 清戦争後の大戦景気に対する反動で不況が到来したた め終息した。県下で最後に設立された銀行は、明治40



瀬谷銀行の門 瀬谷区中屋敷一丁目 明治 40 (1907) 年開業の瀬谷銀行本店の門が現在も残っている。



瀬谷銀行跡の碑

(1907)年に、鎌倉郡瀬谷村に設立された瀬谷銀行で あった。

町田を含め、県下には39行の銀行が誕生した(他府 県から本店を移転したものを除く)。このうち、ここに あげた21行は、横浜為替会社と同じく、当行のルーツ である。このほか、他行が継承した銀行が15行(うち8 行は駿河銀行(現・スルガ銀行)が継承)あり、廃業した ものは7行であった。

平塚銀行設立許可証 明治 29 (1896)年 大蔵大臣からの設立許可証。

潜

4

WD

相似 銀行



浦賀銀行創立日記 明治31(1898)年 浦賀の豪商臼井儀兵衛が中心になっ て設立した浦賀銀行の設立当初の経 **緯を日記風に詳細に記録したもの。**

明治29~30(1896~1897)年

金融制度の見直しが進む中、日本は金本位制に移行する

明治29(1896)年3月、営業満期国立銀行処分法が 施行された。乱立気味の国立銀行の整理を目的としたも ので、国立銀行は明治32(1899)年までに普通銀行に 転換するか廃業するかの選択を迫られ、大半が普通銀行 に改組されることとなった。横浜の第二国立銀行・第 七十四国立銀行も普通銀行となり、それぞれ第二銀行・ 横浜七十四銀行に改称した。また、同じ29年、特殊銀 行について規定する勧業銀行法、農工銀行法、北海道拓 殖銀行法などが公布されている。

日清戦争の賠償金は、日本に金貨蓄積の機会をもたら し、30年3月、日本は金本位制に移行した。



第二銀行第 1 期営業報告書 明治 29(1896)年 第二国立銀行が、国立銀行としての営業満期到来により第二銀行と改称 した後の第1期目の営業報告書。

明治33~34(1900~1901)年

金融恐慌で小規模銀行の破綻が続出する

明治33(1900)年6月の北清事変の勃発は、対清輸 出業者に打撃を与え、株式は暴落、金融は逼迫の度を加 えた。同年12月25日、熊本市の第九銀行が支払を停 止すると、九州一帯の金融市場に波及し、九州の恐慌は 横浜に伝播した。さらに、影響は東京および関東方面の 銀行にもおよび、翌34年3月28日、泉州の北村銀行 の支払停止を契機に、恐慌は大阪を中心にクライマック

スを迎える。

34年春の恐慌は、従来、小銀行が乱立することに警 戒感を抱いていた政府に衝撃を与え、これを契機として、 政府は小銀行の設立を抑制し、銀行合同策を強化するこ とになる。その結果、全国の普通銀行数は同年末の1.890 行をピークとして、その後減少に転じる。

明治43~44(1910~1911)年

政府の方針もあり、銀行の合同が始まる

明治 44(1911) 年 10 月、大蔵次官通牒によって初め て銀行合同を促すとともに、資本金についても、人口 10万人以上の都市に普通銀行を設立する場合は、原則 として100万円以上とした。政府の政策は、銀行の新 設を制限して合併を促進する方向に転じた。

これに先立ち、県下では、明治 43(1910) 年、浦賀 銀行、藤沢銀行、相模共栄銀行の3行が営業譲渡し、関 東銀行が設立された。県下での本格的な銀行合同は関東 銀行が最初であった。

神奈川県内に本店を置く銀行(大正元(1912)年末)

	横浜市内	県央・湘南	県西	川崎	計
特殊銀行	横浜正金,神奈川県農工				2 (0)
普通銀行	【第二】、【横浜七十四】、誠資、横浜商業、 【茂木】、【左右田】、【横浜貿易】、神奈川、横浜若尾、 横浜実業、横浜中央、東陽、平沼、渡辺	【厚木】、 横須賀商業、 【関東】	共洽、【川村】、鞠子	高津、川崎共立、 石橋、川崎	24 (8)
貯蓄銀行	【横浜貯蓄】、平沼貯蓄、戸部貯蓄、武相貯蓄、 【左右田貯蓄】、石井貯蓄、養老貯蓄、 【元町貯蓄】、横浜実業貯蓄、横浜中央貯蓄、 神奈川貯蓄	【関東貯蓄】、【鎌倉】、【戸塚】、日本実業、【瀬谷】		川崎共立貯蓄、大師	36 (18)
計	27 (8)	8 (6)	21 (12)	6 (0)	62 (26)

うち【】内は当行の前身銀行。この時点ですでに複数行が合同した銀行などがあり、起源にさかのぼると前身銀行は県内30行と町田銀行の計31行となる。 銀行数のカッコ内は当行の前身銀行の数。 資料出所「銀行総覧|

県西一中郡・足柄上郡・足柄下郡

川崎---橘樹郡·都筑郡

注 県央・湘南―横須賀市・鎌倉郡・三浦郡・高座郡・愛甲郡

神奈川県内の銀行本店所在とその後 大正元(1912)年末

